

札幌市の「六五歳以上名簿調査」を利用した個人情報の調査 民生委員を利用する公安警察

「大規模災害における緊急連絡先調査」の欺瞞



「ラベンダー園」札幌市郊外 幌見峠

1. はじめに

札幌市の「六五歳以上名簿調査」の目的

札幌市からの提供により取得した本名簿は、福祉のまち推進事業（以下「本事業」という。）の円滑な推進及び区社協が実施する社会福祉事業（以下「本会事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を目的として利用するものであり、次の目的以外には利用しません。

1. 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究，総合的企画，連絡調整及び助成，普及及び宣伝，企画実施，その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施
2. ボランティア活動の振興
3. 区内の地区福祉のまち推進センターが実施する活動への援助
4. 地区福祉のまち推進センターにおける，地域住民の日常的な支え合い活動の推進
5. 地区福祉のまち推進センターにおける，ボランティアによる福祉サービスの推進

とあるように、どこを探しても、「**大規模災害における緊急連絡先調査**」の“大”の字も見あたらない。

昨年 2013 年の秋、札幌市保健福祉局と社会福祉協議会が、民生委員を利用して「六五歳以上名簿調査」という名目で、特定の個人の「個人情報」の調査をしたのである。

私は、民生委員から、**大規模災害時の救援対策**という理由で「六五歳以上名簿調査」票に『**緊急連絡先（住所、電話番号、関係など個人情報を含む）**』として、「二名を市に届けなければならない」と言われたので、そのように記入し届けた。

今年に入って、同じ町内の六五歳以上の住民数名に問い合わせたところ、そのような調査は聞いていないとの返答であった。

このように今回も、公安が裏で動いているのは確実である。



2. 公安ストーリーの目的

公安警察がなぜ、私に対しストーリーのように付きまとうのかを考えてみると、次の3点が考えられる。

その教職員を分類すると、共産党系後援会員の石川氏と、過激派（闘う集団「創造」※1）の石川氏、そして工学部封鎖阻止行動委員会※2の石川（私）である。

いずれにしても、当時、四十年前の話である。

この件についての証明は、私の元同級生（上図「[私と政財界人との関係](#)」参照）に問い合わせるか、当時の私の同僚に問い合わせれば判明する。もっとも、いくら問い合わせても「公安とは関わりたくない」と思っていれば、誰も協力しないだろう。

※1 北大工学部 闘う集団「創造」には、ベ平連系の学生や全共闘シンパの学生が多く、機動隊導入（1969年11月8日）後も暴力的に、度々、工学部を封鎖した。闘う集団「創造」には、元副知事や、大学教授など多数組織されていた。その指導者も私と同じ石川という姓であった。

※2 北大工学部封鎖阻止行動委員会は、全共闘や革マル派による工学部の封鎖を阻止するために組織された。また、他学部を封鎖から守り、封鎖を実力で解除することも目的とされた。組織の構成員は、北海道大学工学部の教職員や大学院生、学部学生が中心であった。また、北大学長（総長）を全共闘や革マル派の暴力から警護することも任務とした。**私も学長警護要員の一人であった。**

私を過激派のメンバーと誤認する動きもあった。それは私が北大に在職中の頃の事務部である。大学紛争当時、事務部を中心とする大学管理機構は何をしていたのか。

事務部が最初に行った事は、書類の学外への持ち出しであった。特に事務局の職員は、封鎖されていない学部を逃げ回った。

次に事務部が行ったのは文部省と札幌北警察署への詳細な報告である。

最も力を入れたのは、文部省の指導に基づき、国家権力（警察）の導入を、学長や評議会へ「進言」することであった。

北大紛争が収まった頃、事務部は、北海道大学教職員組合（北大職組）潰しに奔走した。大学民主化や賃上げなどを掲げる北大職組のストライキに対し、事務部はスパイ（組合内部通報者）を通じて、ストライキ参加者を現認し、賃金カットなどの処分を行ったのである。しかも**事務部は、用務員のおじさんやおばさんなど、弱いところから処分し、切り崩していった。しかし、事務部の現認隊の先頭に立って北大職組を弾圧して、立身出世（事務長や事務部長へ昇進）を果たしたK氏やI氏ら事務職員は、定年退職後、即、病死した。**

その後、事務部は、北大工学部の私、石川を、過激派の闘う集団「創造」の指導者と誤認して、札幌北署に届け、現在に至っているものと思われる。

何回も述べるが、過激派の闘う集団「創造」の指導者の石川は、私ではない。

さらに、私が北海道大学に在職中は、北大職組の執行委員などの経験は一度もないどころか、1990年代に教職員組合を脱退している。

2-2 次に考えられるとしたら、大学紛争（1969年～1970年）当時、「激動の北大史」と題する8ミリ映画を制作したことである。

公安は、私が過激派と関係がなければ8ミリ映画の「撮影は困難」と判断したのだろう。しかし、当時は数百、数千人の教職員、学生が全共闘や革マル派暴力学生集団などの過激派相手に闘っており、また、過激派には他の大学や高校からの支援者もあり、誰が敵（批判者）か誰が味方（支援者）か、過激派の指導部さえも分からない状態であった。そうした中で、NHKや民放、そして私を含め、多くのカメラマンが紛争の状況を撮影しても、過激派から見れば、敵、味方の区別は出来なかったのである。

記録映画「[激動の北大史 1969](#)」は、元・札幌北署警備課長（警部）からDVDの制作を依頼されたものである。しかし、札幌北署警備課の警部補（当時）から、道警での評判が非常に悪いと言われたあげく、制作費は一円も払ってもらえなかった。私が作曲したテーマ曲は「重厚ですね」と言われただけであった。

■ 「資料」「北大紛争」関係ビデオ映像

「[激動の北大史 1969](#)」は、洞爺湖サミット警備の参考にしたいということで、元・道警札幌北署警備課からDVD化を依頼され制作した経緯がある。8ミリフィルム原版は、北海道大学大学文書館に寄贈し、同大学文書館に所蔵されている。

[激動の北大史 1969](#) <http://www.mk2010.net/ViolentlyHokudaiA.html>

[激動の北大史 1970](#) <http://www.mk2010.net/ViolentlyHokudai3.html>

「北大紛争1969-70年」映像資料上映会を 大学文書館で開催

9月24日（木）、大学文書館では、第6回北海道大学史研究会として、「北大紛争1969-70年」映像資料上映会を附属図書館大会議室で開催しました。当日は、工学部元職員石川栄一氏からご寄贈いただいた「北大紛争」の映像資料を上映しました。



上映会ポスター

1969（昭和44）年から1970（昭和45）年にかけて全国で大学紛争が起こりました。北海道大学も例外ではなく、大学建物の封鎖・解除、学長と学生団体の団交、セクト間の対立、機動隊の導入など激動に満ちた時代を経験しています。「北大紛争」については、新聞記事、大学刊行物、ビラ類、写真や関係者の回想などである程度知ることができますが、十分に資料があるとは言えません。

上映した映像資料は、石川栄一氏と当時の大学職員が撮影したものです。大学関係者が大学紛争を撮影した映像資料として、全国的に見ても極めて稀であり、大変貴重な資料です。映像資料には、集会、投石、放水、機動隊導入、建物封鎖・解除など、「北大紛争」の様子が記録されています。

上映に先立ち、石川栄一氏から撮影当時の状況などの解説がありました。学内外から85名の参加者があり、上映後の質疑では当時を知る参加者からの意見・感想などが出ました。



撮影当時を述べる石川栄一氏



上映会の様子

大学文書館では、今後もさまざまな機会を通じて、受贈資料の紹介に努めていきます。

(大学文書館)

部局ニュース

「北大紛争 1969-70 年」映像資料 上映会を大学文書館で開催

9月24日（木）、大学文書館では、第6回北海道大学史研究会として、「北大紛争 1969-70 年」映像資料上映会を附属図書館大会議室で開催しました。当日は、工学部元職員石川栄一氏からご寄贈いただいた「北大紛争」の映像資料を上映しました。

第6回北海道大学史研究会

「北大紛争 1969-70 年」
映像資料上映会



大学本部と佐藤昌介像(1969年11月5日) 大学文書館蔵

2009年9月24日(木) 18:00~20:00
附属図書館4階 大会議室 ※参加自由

石川 栄一(コメント/撮影者)
逸見 勝亮(司会/大学文書館長)

お問い合わせ: だいがくふんしょかん 北海道大学大学文書館 (札幌市北区北6西5 北大附属図書館4階)
<TEL・FAX> 011-706-2395 <E-mail> archives@general.hokudai.ac.jp

[上映会ポスター\(PDF\)](#)

1969（昭和44）年から1970（昭和45）年にかけて全国で大学紛争が起こりました。北海道大学も例外ではなく、大学建物の封鎖・解除、学長と学生団体の団交、セクト間の対立、機動隊の導入など激動に満ちた時代を経験しています。「北大紛争」については、新聞記事、大学刊行物、ビラ類、写真や関係者の回想などである程度知ることができますが、十分に資料があるとは言えません。

上映した映像資料は、石川栄一氏と当時の大学職員が撮影したものです。大学関係者が大学紛争を撮影した映像資料として、全国的に見ても極めて稀であり、大変貴重な資料です。映像資料には、集会、投石、放水、機動隊導入、建物封鎖・解除など、「北大紛争」の様子が記録されています。

上映に先立ち、石川栄一氏から撮影当時の状況などの解説がありました。学内外から85名の参加者があり、上映後の質疑では当時を知る参加者からの意見・感想などが出ました。



撮影当時を述べる石川栄一氏



上映会の様子

大学文書館では、今後もさまざまな機会を通じて、受贈資料の紹介に努めていきます。

[\(大学文書館\)](#)

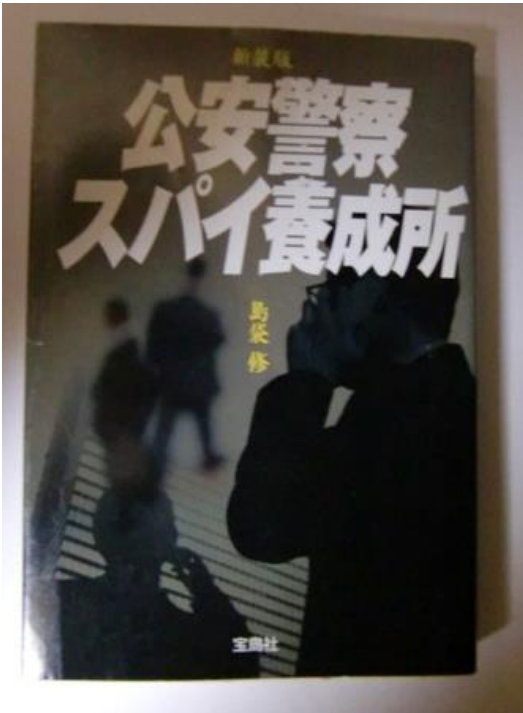
2-3 公安警察による単なる嫌がらせ

次に考えられるとしたら、ツイッターやフェイスブック、ホームページなどを通じて、脱原発、反TPP、反消費税増税などを掲げて闘っている私に対する嫌がらせである。

公安警察の目的は、私を町内会や管理組合など、周辺住民から切り離すことと思われるが、後述するように、そもそも町内会は、日中戦争の頃に組織され、隣組を通じて住民の相互監視を行うことが目的であった。

したがって、町内会は現体制に利用される要素が含まれているため、私のほうから脱退したい組織の一つでもある。

3. 民生委員を利用した個人情報調査の疑問



1. 昨年の秋、自宅を訪問した民生委員の主たる調査理由は、「大規模災害における緊急連絡先調査」であり、「65 歳以上名簿調査」ではない。

「65 歳以上名簿調査」であれば、まず、今年、米寿を迎えた私の母が調査対象になるはずであり、私に対してのみ調査を行うことは、まことに不可解である。

更に、同じ町内に暮らす私の小学校時代の同級生が、「大規模災害における緊急連絡先調査」のみならず、「六十五歳以上名簿調査」など受けていないというのも合点がいかない。

したがって、民生委員を利用して、特定の個人情報を調べているとしか思えないのである。このように、民生委員など公安の協力者達は、被害者に対して行っている事の本当の意味を知らされていないので、言われるままに、公安に協力しているだけである。

2. 更に「大規模災害における緊急連絡先調査」の対象が、札幌市に住民登録がある 65 歳 11 ヶ月以上とあるが、私の親族、知人、友人はそのような調査など受けていないとのことであり、特定の人物のみをピックアップして、個人情報の調査を実施しているのは確実である。

以上の理由で、民生委員によるプライバシーの侵害から、家族 4 人の生活を守るために、先月（2014/2/17）町内会を脱会した。

現在、現、安倍政権による国民監視が強くなる恐れがあり、家族の生活を守ることが、世帯主である私にとって最大の責務であるからだ。

4. 「六五歳以上名簿調査」と称して「大規模災害における緊急連絡先調査」の実施機関

地区の民生委員に尋ねたところ、『上田文雄札幌市長の判断で決めて、（社会福祉法人）社会福祉協議会が実施している』とのことで、民生委員は、対象者（六五歳以上の高齢者）との**単なる仲介役である**ことを強調していた。

また、「札幌市社会福祉協議会の会長は誰か」の問いについては、民生委員は知らないようで、私が調査したところ、**大 公一郎氏**（株式会社あらた名誉会長、**札幌ロータリークラブ会長**）であった。

4-1 ロータリークラブとは



ロータリークラブとは、どのような活動をしているかを調べてみると、**警察に車両を寄付しているように、公安とも密接な関係を持っている組織である**ことが分かる。

「国際ロータリー」は、職業奉仕（会員の職業倫理を高めること）と、そこから広がる社会奉仕と国際親善を目的とする。

基本的には「I serve: 私は奉仕す

る」、クラブとは「奉仕をするクラブ会員

であるロータリアン個人の集まり」であり、国際ロータリーはそのクラブの連合体とされているが、個人のみならずクラブ単位や国際ロータリーとしての奉仕プログラムも行われている。

ロータリークラブ活動の特色として、各クラブごとに、独自の事務局を持ち自主独立運営が行われ、奉仕活動、寄付行為、会員の交流、友好事業等がなされている、とある。

4-2 ロータリークラブへの苦情例

■ロータリークラブの勧誘を断ったら、激高されました。

ロータリークラブの勧誘を断ったら、激高されました。ある経営者の会合に参加しています。その会の会員の1人に、ロータリークラブに加入するよう勧められました。私の店は売上が落ち気味ですので、「ロータリークラブに加入すれば、相互扶助の精神のもとビジネスに広がりができます」との言葉に、気持ちが揺らぎました。でも、いろいろな方の意見を聞くうち、加入したい気持ちが薄れました。

毎週ある定例会、ボランティア活動、寄付、高額な月会費。

一番疑問に感じたのは、勧誘した人が、経営者の会の会員名簿を使って、勧誘活動をしているからです。

名簿は個人情報です。その会の運営以外には、使ってはならないはずです。

不信感が募り、加入を辞退したのに「自分の顔がつぶれた、どうしてくれる？」

加入しないのなら、他の誰かを早急に加入させてほしい」と言われました。

ロータリークラブは、ボランティアグループではないのですか？

加入するもしないも、本人の自由なはず。それとも、「定員」があり、「定員」が満たないと不都合があるのでしょうか？

「あなただから誘ったのです。誰でも誘うわけではない」一番初めに言われた言葉ですが、ウソだったのでしょうか？

不信感だらけです。地元の名士が多数加入していると聞いています。辞退したことで、私のお店に悪い影響がないか心配です。



高額な入会金・会費が負担であること、寄付ももちろん無理。事業を切り盛りするだけで精一杯で、気持ちの余裕がないという理由で加入辞退しましたが「時間とお金をやりくりできない人は、いつまでたっても事業で成功しないですよ」と脅されました。

■ ロータリークラブ等の商工業者の集まりは商売繁盛のための集いですので、表向きの趣旨について違和感を感じるのは正常な感覚だと思います。

■ ロータリークラブってなんですか？ なんか品があまりに無い集団で辟易したんですが。今日南木曾にランチバイキングに子供といっしょにいったんですけど、そこでM巢ロータリークラブっていう団体さんと一緒になったんだけど。

車椅子の人がいたようでその人おしてきたのはいいんですけど、座っていた内の子供にあたってても文句なしに何度も押し付けてるし。その車椅子かたづけようとして、人の席にがたがたあててもすみませんの一言もありません。

世話役っぽい女の人が一生懸命先生とかいって数人の年配のおじさんにビールの手配やお絞りは配ったりするけど、こちらへの侘びは一切なし。

お店のひとに話かけるときも「おい」とか「おまえ」で品位の無さがまるだし。

■ ロータリークラブの欺瞞と偽善



よく耳にするロータリークラブなる団体があります。元々は20世紀初頭の米国で、一自治体に一クラブが存在し、一業種から一名しか加われないという、いわば地場の名士の集いの象徴だったそうです。

現在、世界に百万人を超える会員を抱え、「庶民」から見れば「社会貢献をしている大金持ちの方々の集い」のような雲の上の存在といったところでしょうか。

さて、そのロータリークラブ、当初の「名士の集い」とはかけ離れた存在となっております。現在、さいたま市内に20以上のクラブがあり、それぞれが「会員増強」にしのぎを削っているようです。

少なくとも、私のような大赤字の超零細企業経営者に対して市内外あわせて5～6件のクラブから入会しないかというオファーが来ているくらいですので、実はそういった勢力争いのようなものがクラブ間であるのでしょう。

私が存じ上げているロータリアンの方々には本当に立派な方々が多々おられます。

他方、どこに崇高な志があるのかわかりかねる方々も多々おられます。中には非合法スレスレのご商売をされておられる方、そして、「オカネモチの象徴」であるはずなのに、我が社への支払が長期に亙り滞っておられる方、「元」ロータリアンで、夜逃げをした方、街金融から多額の借金をされている方もおられます。

一体何の為にそのロータリアンであることにこだわり続けるのか、その意図が私如き俗人には理解しかねるところであります。

そういったロータリアンの方々を見ていると、その姿に、平安貴族やら幕末の武士やらを重ね合わせてしまいます。意味の無い矜持のためだけにクラブを辞めず、その精神と相反し、

1. 真実とはほど遠く、
2. 人々対し不公平であり、
3. 好意と友情を踏み躪り、
4. 我欲のみに生きている・・・

多分、我が国には数万人のロータリアンがおられるのですが、果たしてその中の何パーセントが「本物の」ロータリアンなのか・・・私には全くその資格が無いので、生涯通じてそのロータリアンに「なれる」日は来ないものと思われまじ、また、何があってもそのロータリアンに「なりたい」などとは微塵も思わないのが私の「真実」であり、「世の中の為」と考えております。

5. 公安警察の協力者になりうる民生委員と町内会



民生委員や町内会は、個人情報調査など、市から要請されれば、無批判に受け入れ、手足として動くことが分かる。

公安警察は、デッチ上げた嘘の内容によっては、右だろうが左だろうが、あらゆる分野の人々を協力者にできる。

その中でも民生委員は、公安警察が最も動かしやすい民間の奉仕者であると同時に、公安の協力者である。

公安の手口は、陰湿で下品で下劣な犯罪であり、町内をまきこんで、バレないよう一市民を危険人物にデッチ上げて、警察の権威をちらつかせ、個人情報を探ることは朝飯前である。このように、強盗や殺人犯を追う刑事警察と違い、公安警察はきわめて政治的な存在だ。

5-1 公安警察の協力者になり得る人たち

札幌市社会福祉協議会役員等名簿

(平成25年11月6日現在)

【理事 定数22名】

	氏名	公職
会長	大 公一郎	株式会社あらた名誉会長
副会長	研 光 直	札幌市白石区社会福祉協議会会長
副会長	湯 浅 義 昭	札幌市民生委員児童委員協議会会長
副会長	深 谷 仁	札幌市老人福祉施設協議会会長
常務理事	宮 川 学	札幌市社会福祉協議会常務理事
理事	石 原 弘 之	社会福祉法人扶桑苑理事長
理事	村 瀬 広符美	身体障害者療護施設グリーンハイム施設長
理事	芝 木 厚 子	社会福祉法人聖静学園 石山センター施設長
理事	坪 谷 哲 雄	札幌市私立保育園連盟会長
理事	秦 直 樹	札幌児童養護施設協議会会長
理事	藤 本 昭 雄	札幌市保護司会連絡協議会会長
理事	加 藤 敏 彦	札幌市保健福祉局長
理事	堤 繁 雄	札幌市老人クラブ連合会会長
理事	奈須野 益	札幌市手をつなぐ育成会会長
理事	浅 香 博 文	札幌市身体障害者福祉協会会長
理事	坂 田 紀久恵	札幌市赤十字奉仕団委員長

	氏名	公職
理事	高橋唯之	札幌市ボランティア連絡協議会会長
理事	佐藤義夫	NPO法人札幌市精神障害者家族連合会会長
理事	高田敏春	札幌商工会議所常務理事
理事	松家治道	札幌市医師会会長
理事	木村純	北海道大学教授
理事	長峯憲二	前北海道社会福祉協議会地域生活支援センター審査会委員

【監事 定数3名】

	氏名	公職
監事	木村昌次	札幌この実会理事
監事	福士昭夫	南区社会福祉協議会会長
監事	吉田肇	税理士法人吉田会計事務所代表社員

【評議員 定数45名】

	氏名	公職
評議員	瀬戸雅嗣	札幌市老人福祉施設協議会副会長
評議員	家久雅博	白石福祉園施設長
評議員	市川博幸	セルプさっぽろ施設長
評議員	渡辺正彦	ノビロ青年の家施設長
評議員	小野志美	札幌市私立保育園連盟副会長
評議員	千葉徹	札幌育児園施設長
評議員	三上嵩男	中央区民生委員児童委員協議会会長

	氏名	公職
評議員	加藤武雄	北区民生委員児童委員協議会会長
評議員	奥村輝一	白石区民生委員児童委員協議会会長
評議員	仲野勝廣	厚別区民生委員児童委員協議会会長
評議員	濱田繁光	豊平区民生委員児童委員協議会会長
評議員	猪野毛昭男	清田区民生委員児童委員協議会会長
評議員	坂本秀一	南区民生委員児童委員協議会会長
評議員	川端武雄	西区民生委員児童委員協議会会長
評議員	末政孝行	手稲区民生委員児童委員協議会会長
評議員	吉中新太郎	中央区社会福祉協議会会長
評議員	瀬野尾嘉明	北区社会福祉協議会会長
評議員	笹嶋昭雄	東区社会福祉協議会会長
評議員	樋田並久	厚別区社会福祉協議会副会長
評議員	小林元治	豊平区社会福祉協議会会長
評議員	濱田英彦	清田区社会福祉協議会会長
評議員	田中義一	南区社会福祉協議会理事
評議員	河崎快二	西区社会福祉協議会会長
評議員	竹谷晋一	手稲区社会福祉協議会会長
評議員	木下淳嗣	札幌市保健福祉局総務部長
評議員	菱谷雅之	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部長
評議員	福田正人	札幌市子ども未来局子育て支援部長
評議員	引地秀美	札幌市教育委員会学校教育指導担当部長
評議員	上田厚子	札幌市母子寡婦福祉連合会会長

	氏名	公職
評議員	佐藤 和子	札幌市女性団体連絡協議会会長
評議員	坂井 隆介	札幌市在宅福祉活動団体連絡協議会会長
評議員	田中 貞美	札幌市里親会会長
評議員	平山 妙子	北海道看護協会会長
評議員	山田 尚	札幌市歯科医師会副会長
評議員	阿部 孝	札幌市福祉事業団事務局長
評議員	太田 聡	連合北海道札幌地区連合会副会長
評議員	三塚 昌男	北海道新聞社会福祉振興基金常務理事
評議員	大谷 尚俊	札幌市小規模作業所連絡協議会会長
評議員	五十嵐 有光	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会副会長
評議員	西澤 寛俊	札幌市老人保健施設連絡協議会会長
評議員	村山 文彦	札幌市介護支援専門員連絡協議会会長
評議員	末廣 隆典	札幌市社会福祉協議会前常務理事
評議員	林 恭裕	北翔大学人間福祉学部教授
評議員	古本 英之	北海道日中友好協会前理事長
評議員	飛嶋 弘子	札幌認知症の人と家族の会会長

民生委員児童委員

役職	氏名	所属
会長	仲野 勝廣	厚別区民生委員児童委員協議会会長
副会長	末政 孝行	手稲区民生委員児童委員協議会会長
副会長	三上 嵩男	中央区民生委員児童委員協議会会長

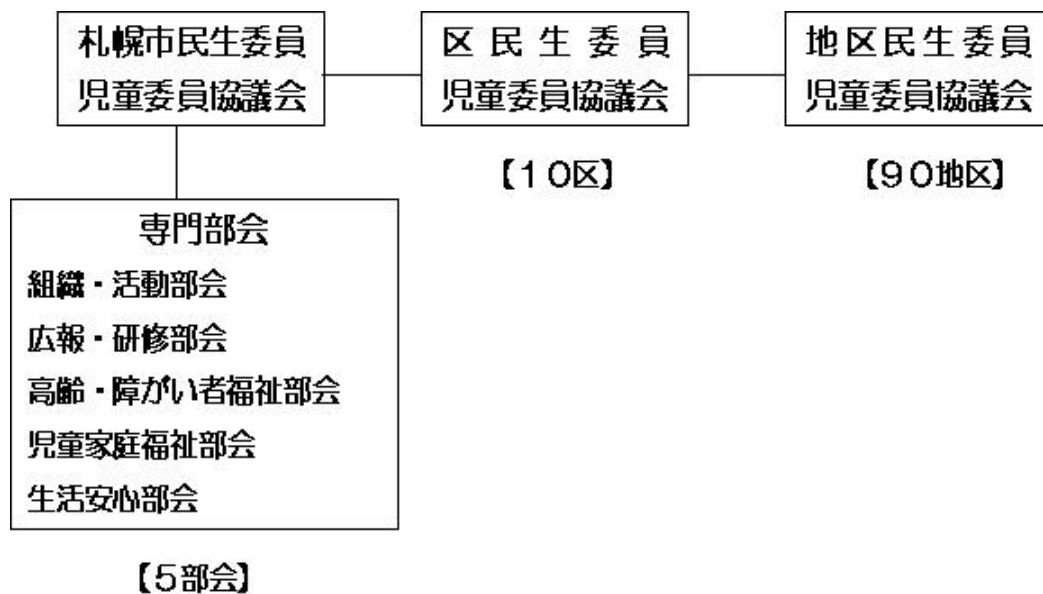
役職	氏名	所属
副会長	茶木 律子	南区民生委員児童委員協議会会長
理事	紙谷 京子	北区民生委員児童委員協議会会長
理事	金子 守治	東区民生委員児童委員協議会会長
理事	鈴木 利勝	白石区民生委員児童委員協議会会長
理事	濱田 繁光	豊平区民生委員児童委員協議会会長
理事	猪野毛 昭男	清田区民生委員児童委員協議会会長
理事	川端 武雄	西区民生委員児童委員協議会会長

事務局

札幌市中央区大通西 1 9 丁目札幌市社会福祉総合センター 3 階

札幌市社会福祉協議会 地域福祉係内 電話 : 011-614-3344 F A X : 011-614-1109

組織構成



なお、札幌市では、2, 810名（平成25年12月1日現在）の民政委員が各地域で、公安警察の協力者予備軍として活動している。

5-2 民生委員の不祥事

【個人情報流出】札幌市、民生委員が車上荒しに遭い、120人分の高齢者名簿を盗まれる。
2005年10月24日、札幌市は、民生委員が車上荒しに遭い、手稲区稲穂地域の120人分の65歳以上の高齢者名簿を盗まれたことを発表したようです。

行政機関	札幌市
事実公表	2005年10月24日
発生日	2005年10月
流出件数	120件
流出データ	高齢者名簿
流出項目	氏名、性別、生年月日、住所、世帯主名、介護保険の認定状況など
流出経路	盗難：車上荒し
流出媒体	紙
流出範囲	不明
流出原因	民生委員が車上荒しに遭い盗まれた
外部要因	窃盗犯
人的内部要因	民生委員
発覚経路	—
事前対策	不明
第三者認証	—
経過	—
事後対応	▽警察への届出 ▽対象者への説明と謝罪

被害	確認されていない
再発防止策	具体策は不明
Web 掲載	未掲載

※誤りがある場合は、ご一報ください。

▽札幌市：ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/index.html>

■ 札幌市 地区民生委員児童委員協議会会長

車上荒らしで高齢者名簿など盗難

札幌市は 27 日、東区の地区民生委員児童委員協議会会長が車上荒らしにあい、高齢者名簿などを盗まれたと発表した。

発表によると、盗まれたのは 65 歳以上の高齢者 27 名分の名簿 12 枚、ひとり暮らしの高齢者 9 名分の巡回相談事業活動連絡票 4 枚、4 月分の民生委員児童委員活動件数集計報告書 20 枚。これら書類は、同会長が 5 月 25 日に開催された担当地区の定例会で各民生委員から預かったもの。

書類を入れたカバンを自家用車内に置いたまま、同日午前 10 時ごろに駐車。特別養護老人ホームなどの視察を終え、午後 3 時に戻ってきたところ、書類を入れたカバンが盗まれていた。市は、対象者に系を説明して謝罪。

今後は、より一層の意識喚起と指導を徹底するとしている。

(2010 年 05 月 27 日)

札幌市、会長が車上荒らし遭遇で個人情報含む書類が盗難被害

行政機関	札幌市
漏洩種別	紛失（盗難）
漏洩対象	紙（名簿）
漏洩場所	外部
漏洩内容	不明（名前）
漏洩件数	36件
漏洩日時	2010/5/25
発表日時	2010/5/27

札幌市東区の地区民生委員児童委員協議会会長の車が車上荒らしに遭遇、個人情報含む書類が盗難被害に。同会長が担当地区の定例会で預かった書類をカバンに入れまちづくりセンターの駐車場に駐車し、鞆を車中においたまま特別養護老人ホーム等を視察している間に車上荒らしに遭遇し、鞆ごと盗まれた。



町内（自宅周辺）

5-3. 町内会

私は、町内会の経理の不透明さには、いつも疑問を持っている。たとえば、町内会の「班」の特別会計の残高がいつのまにか、数百万も減額していたり、元、町内会長が使い込みをしたり、便宜を図った採石場の業者から裏金を貰っていたり、これでも警察沙汰にならないから摩訶不思議である。つまり町内会には、ご近所のお楽しみとして不祥事を隠蔽する体質がある。

公安警察や公安調査庁の本当の手口は、民生委員や町内会役員を協力者として利用して、人間の内面、心を覗き更にそのうえ「心の中にまで土足で踏み込み」物心両面からその人間を破壊するのである。

公安警察の手口は、暴力団が、「みかじめ料を拒否している店」の前でたむろして、客が寄りつかないようイヤガラセをする行為と全く同じである。

■ 町内会の歴史

元々は日中戦争の頃から日本各地で組織され始め、太平洋戦争の戦時下に大政翼賛会の最末端組織として1940年に市には「町内会」、町村には「部落会」が国によって整備されたのが起源であるとされる。戦時下には内部に「隣組」があった。

戦後、日本国憲法の施行に伴い1947年5月3日いわゆるポツダム政令15号が公布され、「町内会」、「部落会」、それらの「連合会」等の結成が禁止されることになった。サンフランシスコ講和条約の発効に伴いその半年後の1952年10月25日に5年半ぶりに禁止が解かれると、自治組織として再組織化されるようになり、今日まで続いている。

ただし、当該解禁以降、一部の省の訓令には事実上の存在として「町内会」の文言の登場例が数例あるものの、国民一般への法的拘束力を有する法律・政令・府省令には町内会に関する規定が全くなく、行政組織(国及び地方自治体)とは法的に無関係な存在となっている。

参考文献 「町内会」ウィキペディア

6. 「資料」 札幌市の対応

2014年2月の上旬から札幌市長宛にFAXで「大規模災害における緊急連絡先調査」について、問い合わせを行っているが、残念ながら**マニュアル通りの回答**しか得られなかった。

札幌市は、公安警察に協力するために、以下のような回答しか出来ないのである。

札幌市長 上田文雄様

「六五歳以上名簿調査」

「大規模災害における緊急連絡先調査」の回答について

前略、昨日（2014/2/17）札幌市保健福祉局、高齢保健福祉部長（広報広聴主任）菱谷雅之様からご回答を頂きましたが、全く回答になっていないものでした。

『理由』

1. 私が、「大規模災害における緊急連絡先調査」における緊急連絡先調査についての回答を要望しているのに対し、札幌市保健福祉局からは「65歳以上名簿調査」のみの回答でありました。

自宅を訪問した民生委員の主たる調査理由は、「大規模災害における緊急連絡先調査」であり、「65歳以上名簿調査」ではありません。

「65歳以上名簿調査」であれば、まず、今年、米寿を迎える私の母が調査対象になるはずであり、私に対してのみ調査を行うことは、まことに不自然であります。

更に、私の同級生で、同じ町内に暮らす者が、「大規模災害における緊急連絡先調査」など受けていないというのも合点がいきません。

したがって、民生委員を利用して、個人情報調べているとしか思えません。

2. 「大規模災害における緊急連絡先調査」の対象が、札幌市に住民登録がある65歳11ヶ

月以上とありますが、私の親族、知人、友人はそのような調査など受けていないとのことであり、特定の人物のみをピックアップして、個人情報の調査を実施しているようにも受け取れます。

3. 調査の周知についての回答は、『誰』が『いつ』、『どこ』で決めて、調査を実施しているのか、まったく不明です。

実施決定までの手続が、「札幌市個人情報保護条例」等の規定に反するものではなく、適正に行われているとのことですが、個人情報保護法との関係はどうか、選挙で選ばれてもいない民生委員、しかも外郭団体である（社会福祉法人）社会福祉協議会が調査を実施しているのは、個人情報を守るという観点からみて、非常にいい加減であるとしかいいようがありません。

しかも民生委員が度々、個人情報を記載した書類を、車上荒らしなどで紛失する等の事件も発生しております。

「名簿調査」の対象となる世帯について、毎年、広報さっぽろ5月号の「お知らせ」に記載しているということですが、私が再三に渡って述べているのは、「65歳以上名簿調査」ではなく、民生委員による「大規模災害における緊急連絡先調査」であります。

4 「大規模災害における緊急連絡先調査」の実施主体が、担当者によって変わるというのも、いい加減な調査としか言いようがありません。

●札幌西区役所、保健福祉課の回答

『上田文雄札幌市長の判断で決めて、札幌市保健福祉局と札幌西区役所、保健福祉課が実施している』

●民生委員の回答

『上田文雄札幌市長の判断で決めて、（社会福祉法人）社会福祉協議会が実施している』

●札幌市保健福祉局の回答

『札幌市から民生委員に調査を依頼して実施している』

そもそも、『札幌市』とはいったい誰のことなのか、姓が「札幌」で名が「市」なのか、『誰』が『いつ』、『どこ』で決めたのかも不可解であり、これもまたいい加減な調査としか言いようがありません。

このたび、民生委員が調査していたのは「65歳以上名簿調査」ではなく、「大規模災害における緊急連絡先調査」であります。

本件については、高齢者の保健福祉の向上ではなく、プライバシーの侵害であり、また、作為的としか思えない『主旨を逸らして回答』された点については、札幌市における福祉政策の誠意のなさを強く感じております。

以上の理由で、民生委員によるプライバシーの侵害から、家族4人の生活を守るために、昨日（2014/2/17）町内会を脱会したことをお伝えします。

そもそも町内会という組織は、日中戦争の時に組織されたもので、隣組などを利用して、「町民同士で相互監視」を行うことが大きな目的でありました。

現在、現政権による国民監視が強くなる恐れがあり、家族の生活を守ることが、世帯主である私にとって最大の責務であります。

更に、選挙で選ばれた政治家でさえ無責任なのに、選挙で選ばれたわけでもない民生委員に個人情報を開示することは、非常に危険な行為であることを申し添えておきます。なお、本件については、各政党やホームページなどを通じて、訴えていく所存であります。 草々

2014年2月18日

石川 栄一

個人的ホームページ

<http://www.mk2010.net/>

札幌市長 上田文雄様

「六五歳以上名簿調査」
緊急連絡先調査について『1』

前略

昨年、民生委員から、大規模災害時の救援対策という理由で「六五歳以上名簿調査」票に『緊急連絡先（住所、電話番号、関係など個人情報を含む）』として、二名を市に届けなければならないと言われましたので、そのように記入し届けました。

今年に入って、同じ町内の六五歳以上の住民数名に問い合わせたところ、そのような調査は聞いていないとの返答でした。

この事について、札幌西区役所、保健福祉課（担当、小滝氏）に確認（2014/02/03）したところ、「六五歳以上名簿調査」については、任意であり強制はしていないとの回答でした。

「六五歳以上名簿調査」の緊急連絡先調査は、六五歳以上の全市民を対象に実施しているとのことですが、どこで決まったのかの問いについては、『上田文雄札幌市長の判断で決めて、札幌市保健福祉局と札幌西区役所、保健福祉課が実施している』とのことでありました。

問題は、任意とはいえ、このような個人情報を調べる調査を、市議会を通さずに札幌市長が勝手に決めて、町内会も通さず、民生委員が行って良いものかどうか、疑問に感じています。ご回答をお願いします。

<追伸>

私は現在、町内住民（ほとんどが六五歳以上）のパソコンなどのメンテナンスを行っておりますが、住民は「六五歳以上名簿調査」の緊急連絡先調査など、全く知らないとのことでした。特定の人物のみをピックアップして、個人情報調査を実施しているようにも受け取れ、非常に不愉快であります。 草々

2014/02/03

石川 栄一

札幌市長 上田文雄様

「六五歳以上名簿調査」 緊急連絡先調査について『2』

前略、

先日（2014/02/03）、札幌西区役所、保健福祉課（担当、小滝氏）に「六五歳以上名簿調査」の緊急連絡先調査についてお伺いしたところ、六五歳以上の全市民を対象に実施しているとのことですが、どこで決まったのかの問いについては、『上田文雄札幌市長の判断で決めて、札幌市保健福祉局と札幌西区役所、保健福祉課が実施している』との回答でした。（緊急連絡先調査について『1』参照）

そのことについて、昨日（2014/02/04）、地区の民生委員に尋ねたところ、『上田文雄札幌市長の判断で決めて、（社会福祉法人）社会福祉協議会が実施している』とのことで、民生委員は、対象者（六五歳以上の高齢者）との仲介役ということでありました。

また、「札幌市社会福祉協議会の会長は誰か」の問いについては、知らないようでしたので、小生が調査したところ、大 公一郎氏（株式会社あらた名誉会長、札幌ロータリークラブ会長）でした。ロータリークラブとは、どのような活動をしている組織かは、言わずと知れたことでもあります。

さて、問題は、緊急連絡先調査の方法です。

1. 『任意の問題』

緊急連絡先を記入するかどうかは、あくまで『任意』とのことですが、民生委員から『“札幌市”からの緊急連絡先調査です』と言われたとき、はたして断れる高齢者がどれほどいるかです。

その事について小生が「断れる高齢者はいるのか」の問いについては、民生委員は「いますが、名前は教えられない」とのことですので、そのような回答など信用できません。

2. 『特定の人物の個人情報調査とも受け取れる』

札幌市の広報「さっぽろ」には、「六五歳以上の緊急連絡先調査」について、掲載されておらず、また、小生の親族、知人、友人には、「六五歳以上の緊急連絡先調査」など聞いたことがないとのことでした。したがって、特定の人物のみをピックアップして、個人情報調査を実施しているようにも受け取れます。

資料 2-2

3. 『個人情報の調査』

任意とはいえ、このような個人情報を調べる調査を、市議会を通さずに、札幌市長が勝手に決めて、広報「さっぽろ」にも載せず、町内会も通さず、“秘密裏”に民生委員が行って良いものかどうか、疑問であります。

4. 『実施組織の食い違い』

●札幌西区役所、保健福祉課の回答

『上田文雄札幌市長の判断で決めて、札幌市保健福祉局と札幌西区役所、保健福祉課が実施している』

●民生委員の回答

『上田文雄札幌市長の判断で決めて（社会福祉法人）社会福祉協議会が実施している』

このように、実施組織一つ取ってみても、「六五歳以上の緊急連絡先調査」は、誠に胡散臭い調査であると受け取れます。

以上の点について、誠意あるご回答を期待しています。

なお、胡散臭い組織や民生委員とは関わりたくないため、近日中に町内会から脱会する予定であります。 草々

2014/02/05

石川栄一

資料3-1 札幌市保健福祉局の回答

札高齡福第 7250 号
平成 26 年 (2014 年) 2 月 14 日

石川 栄一 様

札幌市保健福祉局
高齡保健福祉部長(広報広聴主任)
菱谷 雅之



日頃より本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度は、名簿調査に係るご説明でご不快な思いをさせていただきましたことについて、お詫び申し上げます。

石川様からお寄せいただいたご意見・ご質問につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1 「65 歳以上名簿調査」の趣旨について

「65 歳以上名簿調査」は、地区の高齢者の世帯状況等を把握し、「ひとり暮らし高齢者等巡回相談」の対象となるかを確認したり、急病や災害などの緊急時に活用するために、札幌市から民生委員に調査を依頼して実施しており、調査への回答については、任意でご協力をお願いしているものです。

調査にあたっては、緊急連絡先の記載を拒否される事例や、インターホン越しに対応を拒否される事例、訪問しても会えない場合等もあるとの報告を受けております。

なお、調査を拒否された世帯の具体名については、民生委員には活動にあたって個人の秘密を守る義務があるため、お答えすることはいたしかねますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2 「65 歳以上名簿調査」の対象について

「65 歳以上名簿調査」の対象は、札幌市に住民登録がある 65 歳 11 ヶ月以上となる方々です。介護保険サービスの利用者など一部の方は対象外となりますが、特定の方だけを調査していることはありません。

3 調査の周知について

「65 歳以上名簿調査」は、民生委員が独自に行っているのではなく、札幌市の高齡福祉施策のひとつとして実施しているものです。

また、実施決定までの手続については、札幌市個人情報保護条例等の規定に反するものではなく、適正に行われています。

名簿調査が行われることや対象となる世帯について、毎年広報さっぽろ 5

月号の「お知らせ」に記事を掲載し、広く調査へのご理解とご協力をお願いしております。

また、平成25年11月からは、介護保険の被保険者証を送付する際に、名簿調査のため民生委員が伺うこととお知らせする文書を同封するようにいたしました。今後も効果的な周知に努めてまいります。

4 名簿調査の実施主体について

これまでご説明いたしましたように、「65歳以上名簿調査」は、札幌市から民生委員に調査を依頼して実施しているものです。

民生委員が属する、札幌市民生委員・児童委員協議会の事務局を社会福祉法人札幌市社会福祉協議会が担当しているため、石川様にご説明した際に、民生委員が言い間違えたのかもしれませんが、説明に誤りがあったことについて、お詫び申し上げます。

今後は、研修会などを通して、民生委員に対して「65歳以上名簿調査」の趣旨についての説明を改めて徹底してまいります。

民生委員から既にお渡ししているかもしれませんが、参考までに名簿調査の際にお配りしている制度説明のチラシを同封させていただきます。

「65歳以上名簿調査」は、高齢者の保健福祉の向上のため、これからも必要な調査であると考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔担当〕

札幌市保健福祉局
高齢保健福祉部高齢福祉課
井内・小本 電話 211-2976



札幌市からの依頼により

緊急時に備え、連絡先等の確認のため 民生委員がお伺いしています

訪問の対象は、66歳になる方・66歳以上で引越してきた方です。
緊急時に備え、連絡先や世帯状況・身体状況などをお聞きするため、札幌市からの依頼を受けた民生委員が、ご家庭を訪問するなどして、皆様からお話を伺いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、ご回答は任意ですので、ご事情によりお答えいただけない場合には、その旨をお伝えください。

次のことを必ず守ります。

- 個人の秘密は守ります。
- 情報は札幌市及び民生委員が厳重に保管し、皆様の福祉に関する目的以外には使用しません。

介護保険のサービスを利用されていない、ひとり暮らしの方などご希望があれば定期的に訪問します。

- 最近健康に自信がない
 - 不安があるのでたまに様子を見に来てほしい
- などのご相談やご要望があれば、区役所か民生委員にお伝えください。

※ ご不明な点がございましたら、西区役所保健福祉課 活動推進担当
☎641-6942 までお問い合わせください。

【担当民生委員】

氏名

連絡先

<民生委員・児童委員とは>

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた住民による公的なボランティアで、児童委員も兼ねています。民生委員・児童委員は、民生委員法で秘密を守る義務が定められており、地域住民の相談相手としてさまざまな活動をしています。

<介護保険サービスなどについてご相談があるときは>

介護保険サービスや介護予防教室などに関する専門的なご相談は、下記の「地域包括支援センター」、「介護予防センター」にて無料でお受けしておりますので、お気軽にご利用ください。

第1 地域包括支援センター ☎ 611-1161

所在地	西) 二十四軒4条5丁目 11-14
担当地区	琴似二十四軒、山の手、八軒、八軒中央

介護予防センター	担当地区	所在地	☎
山の手・琴似	琴似二十四軒、山の手	山の手3条6丁目 4-6	631-6110
八軒	八軒、八軒中央	琴似1条5丁目 1-10 琴似1条ビル1階	611-8566

第2 地域包括支援センター ☎ 661-3929

所在地	西) 西野2条2丁目 5-7 ロイヤル三王ビル3階
担当地区	西野、西町

介護予防センター	担当地区	所在地	☎
西野	西野	平和 54-3 五天山園内	667-1000
西町	西町	西野2条8丁目 1-3	663-2558

第3 地域包括支援センター ☎ 671-8200

所在地	西) 発寒6条10丁目 8-18 東十字街ビル1階
担当地区	発寒、発寒北

介護予防センター	担当地区	所在地	☎
発寒	発寒、発寒北	発寒11条3丁目 4-18	666-6855

7. 総務省の対応

総務省 担当部局殿

民生委員を利用した個人情報の調査について

札幌市保健福祉局と社会福祉協議会が、民生委員を利用して「六五歳以上名簿調査」という名目で、特定の個人の「個人情報」の調査をしていると思われます。

昨年、民生委員から、大規模災害時の救援対策という理由で「六五歳以上名簿調査」票に『緊急連絡先（住所、電話番号、関係など個人情報を含む）』として、「二名を市に届けなければならない」と言われましたので、そのように記入し届けました。

今年に入って、同じ町内の六五歳以上の住民数名に問い合わせたところ、そのような調査は聞いていないとの返答でした。

『民生委員を利用した個人情報調査の疑問』

1. 自宅を訪問した民生委員の主たる調査理由は、「大規模災害における緊急連絡先調査」であり、「65歳以上名簿調査」ではありません。

「65歳以上名簿調査」であれば、まず、今年、米寿を迎える私の母が調査対象になるはずであり、私に対してのみ調査を行うことは、まことに不自然であります。

更に、私の同級生で、同じ町内に暮らす者が、「大規模災害における緊急連絡先調査」のみならず、「65歳以上名簿調査」など受けていないというのも合点がいきません。したがって、民生委員を利用して、特定の個人情報を調べているとしか思えません。

2. 「大規模災害における緊急連絡先調査」の対象が、札幌市に住民登録がある65歳11ヶ月以上とありますが、私の親族、知人、友人はそのような調査など受けていないとのことであり、特定の人物のみをピックアップして、個人情報の調査を実施しているようにも受け取れます。

以上の理由で、民生委員によるプライバシーの侵害から、家族4人の生活を守るために、先日（2014/2/17）町内会を脱会したことをお伝えします。

そもそも町内会という組織は、日中戦争の時に組織されたもので、隣組などを利用して、「町民同士で相互監視」を行うことが大きな目的でありました。

現在、現政権による国民監視が強くなる恐れがあり、家族の生活を守ることが、世帯主である私にとって最大の責務であります。

つきましては、民生委員を利用した「六五歳以上名簿調査」という名目で、特定個人の「個人情報」の調査を行わないよう、ご指導願います。

2014/02/28

石川栄一

個人的ホームページ

<http://www.mk2010.net/>

総務省【フォームのアドレス】

<https://www.soumu.go.jp/common/opinions.html>

「残念ながら回答無し」

しかし、これは当然だろう。そのわけは、**総務省は行政機関と同類**であるからだ。



国家公安委員会の組織と役割

国家公安委員会

委員長

- 国務大臣
- 委員会を主宰し、国家公安委員会を代表

5人の委員 (任期5年)

- 任命前5年間に警察・検察の職歴のない者
- 法曹界、言論界、産学官界等の代表者から選任

庶務

- 警察庁が処理

- ◎ 警察行政の政治的中立性の確保
- ◎ 警察運営の独善化の防止

民主的管理

警察庁

- 警察制度の企画立案
- 緊急事態に対処するための計画
- 警察通信・装備、防犯鑑識・統計
- 広域捜査等の指導調整 等

指導調整

都道府県警察

- 執行

8. 結論

いままで述べてきたように、私は市民に対し、**民生委員を見たら「公安警察の協力者」と思え**と言いたい。公安警察は、平気に人権侵害やプライバシーを侵害し、人権蹂躪をやり、盗撮をやり、電話の盗聴と住居への侵入、さらに車への侵入をやり、**町内ではでっちあげの嘘をばら撒き、まわりの人間を協力者にして監視状態にしている。**

公安(公安警察と公安調査庁)とは、犯罪のデパートであり、税金を使った日本最大の広域犯罪組織であり、暴力団より性質(たち)が悪い人間のクズ組織なのである。

私への組織的なストーカー活動に関しては、暇人が税金と時間を無駄遣いしているとした表現できないような公安警察の行為である。

また、公安警察は、所轄の警察署にも指示を行っていると思われる。

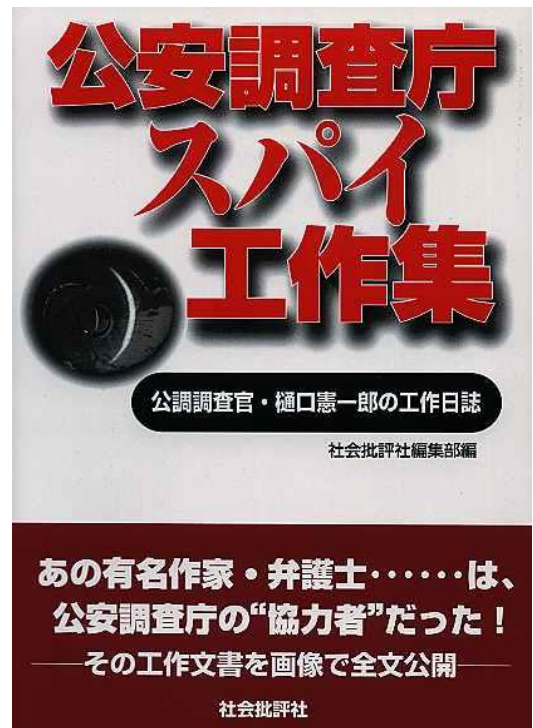
■ たとえば、青空駐車的一件である。

真冬の札幌では、一日で、50センチ以上の積雪も珍しくない。それくらいの積雪があると、いくら除雪をしても道路が狭くなり、青空駐車車両があると、消防車でさえ住宅街に入ってこられない。

今年2014年1月、札幌西署に電話で青空駐車苦情相談を行ったところ、署員から、住所氏名どころか「**年齢**」まで聞かれたのである。

青空駐車によって迷惑を受けているのは、町内全体であり、私個人の問題ではない。

しかも「**年齢**」など青空駐車対応と何の関係もないだろう。





札幌西署は、青空駐車の対応として、「**町内の青空駐車は、最寄りの交番で相談してください**」との回答であった。

これでは、**何のために住所、氏名、年齢を聞いたのか不可解**である。このように警察は、青空駐車の苦情に対して「**交番で相談してください**」という姿勢だから、いっこうに減らないのだ。

その数日後、自宅の近くで小火騒ぎがあった。

そのため、西署では話にならないので、道警の相談係にメールで青空駐車の苦情を届けたところ、翌日、札幌西署の警察官が事情を聞きに来た。しかし「**札幌西署の**

警察官は220人くらいしかいない、しかも三交代であるので、青空駐車の取り締まりまで、なかなか手が回らない」と警察の事情を聞かされた。

私は、警察官を増やして「**青空駐車の取り締まりの強化**」をして貰うため、警察庁に苦情メールを送信した。

翌日、札幌西署の同じ警察官から電話があり、「**住宅街を警邏します**」という内容であった。しかし、今でも青空駐車は、一向に変わらないのである。

■ **手が足りないのは、警察だけではない。消防も同じであった。**

先月2013年の2月、住宅街の消火栓が、雪の中に埋まっているので、近所の小火騒ぎの後、札幌西消防署に、消火栓の除雪をするよう、文書でお願いしたところ、翌日、西消防署から



電話があり、「**消火栓の除雪まで手が回りませんので、町内の消防団が行ってくれれば助かります**」といった主旨の回答であった。また、「**消火栓が使えなくても、消防のタンク車があるので問題はありません**」と言われたとき、私は呆気にとられた。これでは何のために消火栓があるのか分からない。

火事が起きた際、消防隊員が、消火栓を雪の中から掘り起こしている間に、住宅が全焼してしまうのではないかと。さらに、**住宅が密集しているため、延焼を食い止めることは、タンク車一台では不可能である**。

■ **公安のストーカーは、インターネットでも徘徊している。**

たとえば、ツイッターで、私からアマチュア無線の「**コールサイン**」を聞き出だした公安の協力者がいた。それは、コールサインから私の住所氏名、電話番号など、全ての個人情報が収集できるからである。また、公安は、私の行動を調べたり、支持政党などを調べることも行っている。

いずれにしても、私は昔から無党派であり、共産党員でもなければ過激派でもない。宗教団体でもなければ暴力団員でもない。公安が税金を使って調査

すること自体が時間とカネの無駄であり、暇人がやることで、屁とも思わないのである。

しかし、**一番腹が立つことは、公安警察が、民生委員や町内会を利用して個人情報を調べるといった、陰湿で姑息な手段である。**

まさしくこれは、戦時中の隣組のように、町内住民の助け合いを利用した「**相互監視**」としか思えないのである。



2014/03/21

石川 栄一

札幌市 65 歳以上名簿の取り扱いについて

社会福祉法人 札幌市各区社会福祉協議会

社会福祉法人札幌市各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、札幌市個人情報保護条例の規定に基づき、札幌市からの提供により取得した「札幌市65歳以上世帯名簿」（以下「本名簿」という。）の取扱いについては、下記のとおりとなっておりますことをお知らせします。

記

本名簿の利用目的

札幌市からの提供により取得した本名簿は、福祉のまち推進事業（以下「本事業」という。）の円滑な推進及び区社協が実施する社会福祉事業（以下「本会事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を目的として利用するものであり、次の目的以外には利用しません。

1. 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究，総合的企画，連絡調整及び助成，普及及び宣伝，企画実施，その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施
 2. ボランティア活動の振興
 3. 区内の地区福祉のまち推進センターが実施する活動への援助
 4. 地区福祉のまち推進センターにおける，地域住民の日常的な支え合い活動の推進
 5. 地区福祉のまち推進センターにおける，ボランティアによる福祉サービスの推進

本名簿の共同利用について

区社協においては、「札幌市65歳以上世帯名簿取扱要領」の定めによる名簿の内容（住所，氏名，性別，生年月日，年齢）を上記利用目的の範囲内において本会及び地区福祉のまち推進センター（以下「地区福まち」という。）との間において共同利用いたします。

本名簿の利用目的外への利用及び第三者への提供について

本名簿に掲載されている個人情報については、本人の同意なく、本会事業及び本事業の目的以外への利用、提供することはありません。

ただし、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など、あらかじめ同意を得ることが困難な場合、お伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

本名簿の管理

本名簿の管理にあたっては、区社協事業担当者の管理下のもと、火災、その他の災害及び紛失、毀損、盗難等に備えて保管施設において保管します。

保管体制については、区社協事務局長を名簿管理責任者として、また事務局次長を名簿管理補助者として名簿を使用する業務及びその業務担当者について管理します。

また、本名簿については、当該年度が終了した後、次年度の新規名簿の提供がありしだい、すみやかに名簿提供者である札幌市に対して返却いたします。

個人情報の本人への開示について

区社協が管理する名簿について、その開示の申し出が出された場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本事業及び本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには開示しません。

なお、開示の扱いについては、個人情報保護規程によるものとします。

区社協職員及び本事業従事者の義務について

区社協職員及び本事業の従事者は業務上知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりいたしません。

苦情対応窓口

区社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、迅速・適切に対応いたします。もし本事業及び区社協事業にかかわって苦情がある場合には、各区社協までお申し出ください。

 [各区社会福祉協議会の一覧はこちらです](#)

札幌市個人情報保護条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。

平成16年10月4日

札幌市条例第35号 最終改正 平成24年6月13日条例第31号

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

（2）実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等に係る事務を遂行するために収集する場合であつて、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成し得ないと認められるとき。

(7) 他の実施機関から個人情報取扱事務の目的の範囲内の提供又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集するとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。第8条第1項第6号において同じ。）から収集する場合であつて、事務の遂行に必要な限度で収集し、かつ、収集することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項ただし書（同項第8号に該当する場合に限る。）の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であつて、個人情報を使用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であつて、緊急を要するときその他実施機関が審議会の意見を聴いてから提供することとすると公益上著しい支障が生ずると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、第1項ただし書（同項第6号に該当する場合に限る。）の規定により個人情報を提供したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

（電子計算機処理の制限）

第9条 実施機関は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を開始しようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 使用することが予定されている個人情報の主な項目
- (2) 対象となる個人の範囲
- (3) 個人情報の処理及び保管の方法

2 実施機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。ただし、市長が定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 一時的若しくは試験的に使用され、又は短期間に消去される個人情報を取り扱うとき。
 - (2) 取り扱う個人の数が規則で定める数に満たないとき。
 - (3) その他市長が定める軽微な電子計算機処理により個人情報を取り扱うとき。
-

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。
- (3) 個人情報取扱事務の目的に照らし保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

2 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第47条第2項を除き、以下同じ。）又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(利用停止請求権)

第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指針の作成等)

第43条 市長は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審議会の意見を聴いたうえで、事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護について事業者の意識啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

(事業者に対する措置)

第44条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が正当な理由なく第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者の意見を聴かなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第45条 市長は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、当該苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において一般の利用に供することを目

的として管理されている図書等に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。

2 第6条、第9条、第3章及び第49条の規定は、本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

3 札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。

（苦情の申出の処理）

第49条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

（費用の負担）

第50条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、徴収しない。

2 第24条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（市長の調整）

第51条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

（運用状況の公表）

第52条 市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託事務若しくは指定管理者が行う本市の公の施設の管理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な

理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書（前条に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第54条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、第54条から第56条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の札幌市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた請求、処分、手続その他の行為（是正の申出及び是正の再申出に係る行為を除く。）は、改正後の札幌市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいてされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。この場合における新条例第24条第3項、第26条第3項及び第33条第3項の規定の適用については、これらの規定中「第20条第1項の規定による通知があった日の翌日」とあり、及び「個人情報の開示を受けた日の翌日」とあるのは、「平成17年4月1日」とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第22条の規定により札幌市個人情報保護審査会に諮問している不服申立ては、新条例第39条の規定により札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した不服申立てとみなす。

このページについてのお問い合わせ

札幌市総務局行政部行政情報課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

電話番号：011-211-2132

ファクス番号：011-218-5166

● お問い合わせフォーム

札幌市ホームページ「札幌市個人情報保護条例」

<http://www.city.sapporo.jp/somu/kokai/kojourei.html>

暴走する公安警察

関連記事：鈴木邦男氏（一水会顧問）安倍政権の改憲提案・歴史認識を斬る!!

未だ、改悪で平和憲法がなくなったわけではない。

未だ、公安警察や在特会・ネトウヨ・維新の暴走に加速度が付いたわけではない。

しかし、暴走する公安警察～公安警察の暴走を支える社会的風潮は危うい状況だ。

暴走する公安警察や在特会・ネトウヨの先には、戦争が待っている。

戦争をあおる軍需多国籍巨大資本のコマーシャル～愛国心を語る勢力と陰謀論とは？

ピラ配り等の「微罪」を逮捕・勾留・立件すれば、現代社会が抱える「不安」を取り除くことができるのか？

事はそんなに単純、皮相的なものではない。

公安警察の暴走による近年の一連の「微罪」逮捕・勾留・立件は、公安警察、公安検察(後述)が前記「不安」に乗じ、組織の生存を賭して、あえて「仕事」を作り出しているというのが実態のようだ。

日本赤軍、オウムなき今、公安警察は新たな「獲物」を求め、必死になって「仕事」を作り出そうとしている。

こんな笑い話がある。立川防衛庁官舎ピラ配布事件の裁判のときのことだ。遅くなってしまったのでタクシーで裁判所に向かったところ、裁判所の正門から少し離れたところに、20名くらいの男の集団がいて何やらメモをとっていた。

それを見た運転手が言った。「お客さん、今日何があるんですか。たんかたくさん人が来ていますね……」。

私は笑ってしまった。「運転手さん、あの人たちは公安（警察官）です。」

ああやって裁判を傍聴に来る人をチェックしているのです」。

「ええっ、あれは刑事、たんであんなにたくさんいるのですか」。

「そうなんですよ。彼ら仕事がないんですよ。」

「ああやって仕事を作っているんですよ。税金の無駄遣いもいいところですよ」。

このように、公安刑事は公判ごとに、「情報収集」の目的で裁判所の付近に来て、そこでたむろしているのである。無罪判決の日、夜の報告集会の際にも、会場近くの交差点付近にやはり20名くらいの公安刑事がいた。

このような光景は、日比谷公園などで催されるイラク反戦集会でも同様である。(写真)



新右翼「一水会」顧問の鈴木邦男氏は、公安が右翼を育てているとして、以下のように述べている。

「公安と右翼は仲間意識みたいなものを共有しているのは事実ですね。」

ですから同じ警備対象でも、左翼への対応とは全然違います。公安は、大半の右翼団体の事務所にはフリーパスで入れますし、大会はもちろん一緒に日教組などに対する行動について打ち合わせしているんです。パーティー券や機関誌も購入してやり、日教組大会へ攻撃に行くときは饅頭を渡しますね。

(中略) ひどいものになると、右翼でも何をしていいかわからない連中に公安がやってきて、綱領を作ってあげたり、機関誌の原稿を書いてやったり、中には団体の名称まで考えてやる例もあるんです。(中略)

ちょっと前になりますが、私は公安から『鈴木さん、書いてばかりいないで、行動しなくちゃ。寸前で止めますから、日教組にでも突入したらどうですか。

行動力があると評価されますよ』などと言われたことがある。

彼らは、そこそこ右翼がらみの事件がないと存在価値がなくなりますから、こうやって『男になれますよ』とか、『右翼なんだから行動しなくちゃ』と吹き込んで事件を起こさせるんです」

(「週刊金曜日」2005年4月1日号)



『公安は誰をマークしているか』

■ 内容紹介

共産党、北朝鮮工作員、アルカーイダ、過激派、右翼。最強実働部隊の組織と実状。

■ 内容（「BOOK」データベースより）

盗撮、盗聴、徹底監視。必要なら身内さえ尾行する。決して公にしない捜査手法で、公安警察は誰を追っているのか。共産党や過激派が失速し、オウム事件から十六年経った現在、何と闘っているのか。潜在右翼の増殖、シー・シェパードの横暴、サラリーマンを狙うロシアスパイ、北朝鮮工作員を支援する「土台人」…。特高警察のDNAを受け継ぐ公安最

強の組織・警視庁公安部の事件簿から、その実態と実力を描き出す。

■ 著者 大島真生

おおしま・まなぶ 1968(昭和43)年東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。産経新聞社に入社、東京本社社会部で2003年～2006年警視庁公安部・警備部担当を務める。宮内庁、司法、調査報道班の各キャップ等を経て大阪本社社会部次長。著書に『愛子さまと悠仁さま』（新潮新書）がある。

■ 著者略歴（「BOOK 著者紹介情報」より）

大島真生 1968(昭和43)年東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。産経新聞社に入社、東京本社社会部で2003年～06年警視庁公安部・警備部担当を務める。宮内庁、司法、調査報道班の各キャップ等を経て大阪本社社会部次長(本データはこの書籍が刊行された当時に掲載されていたものです)